

国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件
 新旧対照条文

国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（養成訓練の目的）</p> <p>第二条 学院における養成訓練は、障害者のリハビリテーションに関する技術者（将来技術者になろうとする者を含む。）に対し、障害者のリハビリテーションに関する理論及び技術を授けること並びに障害児の保護及び指導に従事する職員（将来職員になろうとする者を含む。）に対し、障害児の保護及び指導に関する理論及び技術を授けることを目的とする。</p> <p>（養成訓練の区分）</p> <p>第三条 学院においては、障害者のリハビリテーションに関する技術者の養成（次条第一項において「技術者の養成」という。）並びに障害児の保護及び指導に従事する職員の養成（次条第一項において「職員の養成」という。）並びに障害者のリハビリテーションに関する技術者の研修並びに障害児の保護及び指導に従事する職員の研修（以下「研修」という。）を行う。</p> <p>（学科）</p> <p>第四条 技術者の養成及び職員の養成のため、視覚障害学科、言語聴覚学科、手話通訳学科、義肢装具学科、リハビリテーション体育学科及び児童指導員科を置く。</p>	<p>（養成訓練の目的）</p> <p>第一条 学院における養成訓練は、障害者のリハビリテーションに関する技術者（将来技術者になろうとする者を含む。）に対し、障害者のリハビリテーションに関する理論及び技術を授けることを目的とする。</p> <p>（養成訓練の区分）</p> <p>第三条 学院においては、障害者のリハビリテーションに関する技術者の養成（以下「養成」という。）及び障害者のリハビリテーションに関する技術者の研修（以下「研修」という。）を行う。</p> <p>（学科）</p> <p>第四条 養成のため、視覚障害学科、言語聴覚学科、手話通訳学科、義肢装具学科及びリハビリテーション体育学科を置く。</p>

2～6（略）

7 児童指導員科においては、障害児の保護及び指導に従事する職員
の養成を行う。

（修業年限）

第五条（略）

2（略）

3 児童指導員科の修業年限は、一年とする。

（入学資格）

第八条（略）

2～4（略）

5 児童指導員科に入学することができる者は、学校教育法第百二条
第一項本文の規定により大学院に入学することができる者又は保育
士の資格を有する者で、総長が入学を許可したものとす。

（研修の対象）

第十三条 研修は、次の各号に掲げる障害者のリハビリテーションに
関する技術者であつて、現に障害者のリハビリテーションに関する
事業に従事しているもの又は障害児の保護及び指導に従事する職員
であつて、現に障害児の保護及び指導に関する事業に従事している
ものを対象として行う。

一 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士又は言語
聴覚士

二 生活支援、心理判定又は手話通訳に関する技術者

三 前二号に掲げる以外の、総長が別に定める技術者及び職員

2～6（略）

（修業年限）

第五条（略）

2（略）

（入学資格）

第八条（略）

2～4（略）

第十三条 研修は、次の各号に掲げる障害者のリハビリテーションに
関する技術者であつて、現に障害者のリハビリテーションに関する
事業に従事しているものを対象として行う。

一 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士又は言語
聴覚士

二 生活支援、心理判定又は手話通訳に関する技術者

三 前二号に掲げる以外の、総長が別に定める技術者